

山梨県公報

号外第二十七号	平成十五年 三月三十一日	日 曜 月
---------	-----------------	-------

目次

山梨県消費生活センター運営規程の一部を改正する訓令	一
山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令	二
山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令	二
職員に駐在に関する規程の一部を改正する訓令	二
山梨県砂防管理員規程の一部を改正する訓令	三

訓令

山梨県訓令甲第三号

本 庁
出 先 機 関

山梨県消費生活センター運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十五年三月三十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県消費生活センター運営規程の一部を改正する訓令
山梨県消費生活センター運営規程(昭和四十五年山梨県訓令甲第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条を次のように改める。

(相談及び苦情の処理)

第三条 消費生活に関する相談及び苦情の処理は、次のとおり行うものとする。

- 一 消費者に対する情報提供、助言、あつせん及び法律相談
- 二 国民センターその他の関係機関に対する照会
- 三 事業者に対する照会、調査及び要望

2 相談者が山梨県消費生活紛争処理委員会による相談及び苦情の処理を希望する場合は、その内容を審査したうえで、企画部長に報告するものとする。

3 相談及び苦情の内容により行政的な措置が必要であると認められるものについて

は、企画部長にその処理を依頼するものとする。

(相談及び苦情の受付)

第四条 相談及び苦情の受付は、次に掲げる日を除き、午前九時から午後四時までとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する日

三 十二月二十九日から翌年一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)

第十条を第十一条とする。

第九条中「五日」を「末日」に、「事業実施状況報告書(第三号様式)を作成し、」を

「事業実施状況を」に改め、同条を第十条とする。

第八条中「別に定める期日までに年度及び月ごと」を「毎年三月末日までに翌年度」に改め、同条を第九条とする。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とする。

第五条中「生活講座」を「消費生活講座」に改め、「若しくは移動消費生活センターを開設し」を削り、同条を第六条とする。

第四条の次に次の一条を加える。

(商品のテスト)

第五条 商品のテストは、消費生活に必要な商品を対象とし、商品の安全、衛生、機能等に関し、次のとおり行うものとし、必要に応じ、他の試験研究機関に委託することとする。

- 一 消費者からテストの申出のあつた商品又は苦情申出者が持参した商品について、必要に応じ、速やかにテストを実施し、その結果を申出者に回答すること。この場合においては、商品を受領した時点における商品の状態を確認し、記録しておくこと。
- 二 消費生活に必要な商品の品質機能等についての資料を収集し、かつ、活用する目的のため試買商品のテストを実施した場合は、速やかにその結果をまとめ、必要に応じ、その結果を公表すること。
- 三 消費者が安全で品質の優れた商品を選択する知識及び技能の修得を目的とする体験学習においてテストを実施する場合は、必要に応じ、情報の提供をすること。
- 2 テストの結果、行政的な措置が必要であると認められるものについては、企画部長にその処理を依頼すること。

第一号様式から第三号様式までを削る。

附則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第四号

山梨県職員勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成十五年三月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程（昭和三十二年山梨県訓令甲第十七号）の一部を次のように改正する。
 別表中「成人指導課、児童指導課」を「成人支援課、児童支援課」に、「児童一寮指導課、児童二寮指導課、成人一寮指導課、成人二寮指導課及び訓練指導課」を「児童一寮支援課、児童二寮支援課、成人一寮支援課、成人二寮支援課及び自立支援課」に改める。

附則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第五号

山梨県職員勤務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成十五年三月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県職員勤務規程の一部を改正する訓令

山梨県職員勤務規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。
 第二条第一項の表知事の部部長の項中「、山梨県工業技術センター所長」及び「、山梨県工業技術センターの副所長（所長の指定する者に限る。）」を削る。
 第四条第六項中「に実費をそえ、破損の」を、「を、破損の」に改める。

附則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第六号

職員に駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成十五年三月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

職員に駐在に関する規程の一部を改正する訓令

職員に駐在に関する規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表中

消防防災課	防災ヘリコプターによる活動業務	北巨摩郡双葉町字津谷
市町村課	市町村合併支援業務	山梨市上神内川 東八代郡石和町市部 西八代郡市川大門町 南巨摩郡中富町切石 中巨摩郡竜王町篠原 北巨摩郡須玉町若神子 南都留郡河口湖町船津 北都留郡上野原町上野原
消防防災課	防災ヘリコプターによる活動業務	北巨摩郡双葉町字津谷

を

に、	環境整備課	廃棄物対策の企画及び総合調整の事務	北巨摩郡明野村上手
----	-------	-------------------	-----------

を	果樹食品流通課	農畜産物の流通情報の収集及び提供並びに需要促進対策業務	東京都大田区東海三丁目
---	---------	-----------------------------	-------------

に、「中巨摩郡榑形町」を「南アルプス市」に改め、東京事務所の項

を削り、「材木育種業務」を「林木育種業務」に、「富沢町」を「南部町」に改める。

附則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第七号

土 木 部
地 域 振 興 局

山梨県砂防管理員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県砂防管理員規程の一部を改正する訓令

山梨県砂防管理員規程（昭和五十七年山梨県訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「山梨県砂防指定地管理規則（昭和四十一年山梨県規則第十四号。以

下「管理規則」という。）第三条各号」を「山梨県砂防指定地管理条例（平成十五年山梨県条例第七号。以下「条例」という。）第二条各号」に改め、同条第三号中「管理規則第四条」を「条例第十一条第一項」に改め、同条第四号中「管理規則第十二条」を「条例第十二条第一項及び第二項」に改め、同条第五号を削り、同条第六号を同条第五号とする。

第三条中「管理規則」を「条例」に改める。

附則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番